

平成19年度

# 研究紀要

第21号

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の  
総合的な教育的支援体制の充実に関する研究

幼児期・小中学生期・高校生期における  
市町村域での連携・支援・相談の充実に向けて

特別支援学級・特別支援学校に在籍する  
幼児児童生徒の支援の充実に関する研究

「個別の教育支援計画」の策定と活用

# ま え が き

平成19年4月1日、改正された学校教育法が施行されたことにより、特別支援教育が法的な位置付けのもとにスタートしました。複数の障害種別に対応した教育を行うことができる特別支援学校の制度が創設され、特別支援学校においては幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下、小・中学校等という）に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育について助言又は援助に努めること、小・中学校等においては、障害のある幼児児童生徒に対して適切な教育を行うことなどが示されました。また同日付けで出された初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」では、特別支援教育の理念のもと、特別支援教育の基本的な考え方や留意点として、①特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組、②特別支援学校における取組、③教育委員会等における支援、④保護者からの相談への対応や早期からの連携、⑤教育活動等を行う際の留意事項等、⑥厚生労働省関係機関等との連携について示されました。

本道においては、本年2月に「特別支援教育に関する基本方針案（修正案）」が示されました。基本方針案には、今後の本道における特別支援教育に関して、①一貫した支援を目指した特別支援教育の推進、②幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実、③特別支援学校における特別支援教育の充実、④高い専門性に基づく特別支援教育の推進について、おおむね10年間の基本的な考え方と施策の方向性が述べられています。

当センターでは、このような道内外の特別支援教育の動向を踏まえつつ、北海道における特別支援教育の緊要な課題の解決に資するための研究に取り組んでまいりました。

今回収録した「特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の総合的な教育支援体制の充実に関する研究～幼児期、小・中学生期、高校生期における市町村域での連携・支援・相談の充実に向けて」の研究は、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒への支援を学校等が中心となって行う際の、市町村域の関係機関との連携の在り方や具体的な支援の方策等について、各年齢段階ごとに整理・考察しました。

また、「特別支援学級・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の支援の充実に関する研究～『個別の教育支援計画』の策定と活用」の研究は、障害のある幼児児童生徒が長期にわたって一貫した支援を受けることができるように、個別の教育支援計画がより有効に機能するための、策定や活用のポイントについて整理・考察しました。

両研究共に、各学校等において、地域の関係機関と連携し、一人一人のニーズに応じた指導・支援を充実させるために活用していただけるよう工夫しています。

なお、本研究の内容については、当センターの研修講座等やホームページを通して、研究情報の迅速な提供や交流を図るとともに、いただいた御意見を参考にしながらweb上で適宜更新及び充実を図っていきたいと考えております。各学校の実践や研究・研修活動に御活用いただき、その成果や課題、疑問などをお寄せいただければ幸いです。

最後になりましたが、本研究紀要をまとめる上で、多大な御支援をいただきました研究アドバイザー及び研究協力者をはじめ関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成20年3月

北海道立特別支援教育センター  
所長 塩見 啓一